

ドイツ民法典試訳（2）

BGB, EL96, Juni 1998 (2)

脇 阪 明 紀

第75条 [破産手続きの登記]

破産手続き（Insolvenzverfahren）の開始は，裁判所が職権をもってこれを登記することを要する。以下の場合もまた同じ。

1. 破産開始決定（Eröffnungsbeschluss）の取消
2. 仮破産管財人の同意をもってのみ債務者の処分が有効となるとの一般的処分禁止が債務者に追加的に課されるかまたは命ぜられる場合における仮破産管財人の選任，およびこの種の保全処分（Sicherungsmaßnahme）の取消
3. 債務者による自主管理（Eigenverwaltung）の命令とその取消，ならびに債務者の一定の法律行為につき同意あることを要求する命令
4. 手続きの停止（Einstellung）および取消
5. 破産計画の履行の監督およびその監督の取消

第76条 [清算人]

- (1) 清算人は社団登記簿にこれを登記することを要する。

第48条3項の規定に反して清算人の決議が定める規定についてもまた同じ。

- (2) 登記の申請は理事会がこれをなし，その後の変更については清算人がこれをなすことを要する。

社員総会の決議により選任された清算人の登記の申請には決議の謄本を添付し，また清算人の議決に関する規定の登記の申請にはその規定を記載する書類

の謄本を添付することを要する。

- (3) 裁判上選任された清算人の登記は、裁判所が職権をもってこれをなす。

第77条 [申請の方式]

社団登記簿への登記の申請は、理事会の構成員ならびに清算人が公に認証された表示によりこれをなすことを要する。

第78条 [強制金の確定]

- (1) 区裁判所は、強制金 (Zwangsgeld) の確定により理事会の構成員に第67条1項、第71条1項、第72条、第74条2項および第76条の規定を遵守せしめることができる。
- (2) 清算人に第76条の規定を遵守せしめる場合もまた同じ。

第79条 [社団登記簿の閲覧]

- (1) 社団登記簿ならびに社団より区裁判所に提出された書類の閲覧 (Einsicht) は、何人にも許される。

登記の謄本の交付を請求することができる、また謄本は請求によりこれを認証することを要する。

第55条a5項にもとづく書類が保管されるときは、謄本は複写によってのみこれを請求することができる。

謄本は請求によりこれを認証することを要する。

原本 (Original) の閲覧は、その閲覧につき正当な利益が証明される場合のみこれを許される。

- (2) 請求により機械的に管理された社団登記簿からのデータの送達が可能となる自動的な手続きの制度 (Einrichtung) は、以下のことが保証される場合に承認される。

1. データの請求は第1項により許された閲覧に違反しないこと
2. 記録作成の基礎資料に対する請求の適法性 (Zulässigkeit) が監督できると

- (3) 第2項による自動的な手続きの制度は、州政府が定めた機関 (Stelle) による認可 (Genehmigung) を要する。

その認可は下記の機関がこれを付与することを要する。

1. データの請求がもっぱら法律上指定された任務の遂行のためなされる場合は、
公の機関
 2. データの請求が権利者の業務上または受領者（Empfänger）の営業上の利益
に関する利用のためになされ、かつその受領につき、データが受領者の説明し
た目的と異なった目的のために請求されたとの根拠がない場合は、公でない機
関
- (4) かつまた認可は以下を前提とする。
1. このデータ送達的方式が、送達の多数のゆえまたはその特別な緊急の必要の
ゆえに適切であること
 2. 受領者の側で整然たるデータ処理の原則が厳守されていること
 3. データ貯蔵機関の側で、手続きの整備と処理の技術的な可能性を生じ、かつ
その業務（Geschäftsbetrieb）の混乱を予期することを要しないこと
- (5) 認可は、州内の機械的に管理される数個またはすべての社団登記簿からのデー
タの請求に対してもこれを付与することができる。
- (6) 第2項ないし第4項の要件が欠けているとき、認可はこれを取消すことを要
する。
- 書類が濫用されるとき、認可はこれを取消すことができる。
- (7) 認可の代わりに公法上の契約（öffentlich-rechtlicher Vertrag）または行政
協定（Verwaltungsvereinbarung）を締結することができる。
- (8) 自動的手続きにより個人に関連するデータが送達される場合、受領者は、そ
の履行のため送達されたその目的のためにのみデータを利用できる。
- 第3項第2段2号にもとづく認可の場合には、受領者はそれを示すことを要
する。
- (9) 受領者が公でない機関であるときは、連邦データ保護法（Bundesdaten-
schutzgesetz）第38条を適用する、ただしたとえ規定違反につき十分な根拠が
ない場合でも、監督官庁（Aufsichtsbehörde）はデータ保護に関する規定の実
施を監督する。
- (10) 連邦法務省は、連邦参議院の同意をもって法規命令により第2項にもとづく
自動的請求手続きの整備および利用に関する手数料を定める権限を付与される。

手数料額は、手続きの整備および利用に伴う人的かつ物的費用を支弁する程度の額を定めることを要する、この場合さらに、経済的価値またはその他の利益が受益者 (Begünstigte) にとって妥当との意義を斟酌することができる。

II. 財 団 (Stiftungen)

第80条 [権利能力を有する財団の設立 Entstehung einer rechtsfähigen Stiftung]

権利能力を有する財団の設立には、寄附行為 (Stiftungsgeschäft) の外に財団がその領域内に住所を有すべき連邦の認可を必要とする。

財団が連邦内にその住所を有してはならないとき、連邦参議院の認可を必要とする。

別段の定めがないときは、その業務執行 (Verwaltung) がなされる地を財団の住所とみなす。

第81条 [生存中の寄附行為；方式；取消]

(1) 生存中の寄附行為は、書面による方式であることを必要とする。

(2) 設立者 (Stifter) は、認可の付与あるまでは寄附行為を取消することができる。

主務官庁 (zuständige Behörde) に認可を申請したときは、取消は主務官庁に対してのみこれをなすことができる。

設立者の相続人は、設立者が認可申請書 (Gesuch) を主務官庁に提出したとき、または公証人 (Notar) が寄附行為の証書作成 (Beurkundung) をなす場合において、証書作成の当時またはその後に設立者が認可申請書の提出を公証人に委託したときは、認可の申請を取消することはできない。

第82条 [財団の財産の移転]

財団が認可されたとき、設立者は寄附行為において約した財産を財団に移転することを義務づけられる。

その移転につき譲渡契約 (Abtretungsvertrag) のみをもって足る権利は、設立者の別段の意思 (ein anderer Wille) が寄附行為より判明しないかぎり、認可と同時に財団に移転する。

第83条 [死因財団]

死亡にもとづく処分により寄附行為をなすとき、相続人または遺言執行者

(Testamentsvollstrecker) が認可を申請しない場合は、遺産裁判所 (Nachlassgericht) がこれを申請することを要する。

第84条 [設立者の死亡後の認可]

財団が設立者の死後に至って認可されたときは、財団は設立者の出捐 (Zuwendung) に関してその死亡前にすでに設立したものとみなす。

第85条 [寄附行為その他の規定 Verfassung]

財団の寄附行為その他の規定は、帝国または州の法律にもとづかないかぎり寄附行為によりこれを定める。

第86条 [社団法の適用]

第26条、第27条3項および第28条ないし第31条、第42条の規定は、財団にこれを準用する、なおかつ第27条3項および第28条1項の規定は、寄附行為その他の規定により、とくに財団の管理が公の官庁によってなされることにより別段の結果を生じないときにかぎってのみこれを準用する。

第28条2項および第29条の規定は、その管理が公の官庁によりなされる財団にはこれを適用しない。

第87条 [目的の変更；廃止]

- (1) 財団の目的の達成が不能となるかまたは財団が公益を害するときは、主務官庁は、財団に対し他の目的の指定 (Zweckbestimmung) をなすかまたは財団を廃止することができる。
- (2) 目的の変更 (Umwandlung) の場合には、設立者の意思を可能なかぎり斟酌することを要する、とくに財団の財産の収益は、可能なかぎり設立者の意思に従い、これが役立つべき人的範囲 (Personenkreis) に受領せしめることに対して配慮することを要する。

官庁は、目的の変更に必要なかぎり財団の寄附行為その他の規定を変更することができる。

- (3) 目的の変更および寄附行為その他の規定の変更の前に、財団の理事会の意見を聴取すべきものとする。

第88条 [財産の帰属]

財団が消滅したときは、その財産は寄附行為その他の規定において定めた人に

帰属する。第46条ないし第53条の規定は、この場合にこれを準用する。

Ⅲ. 公法人 (Juristische Personen des öffentlichen Rechts)

第89条 [機関に関する責任；破産]

- (1) 第31条の規定は、国庫ならびに公法上の社団 (Körperschaft) , 財団および
営造物にこれを準用する。
- (2) 公法上の社団, 財団および営造物につき破産が許されるかぎり, 第42条2項
の規定をこれに準用する。

第二章 物 (Sachen) ・動物 (Tiere)

第90条 [概念]

本法の意味において物とは有体物 (körperliche Gegenstände) のみをいう。

第90条 a [動物]

動物とは、物ではないものとする。

動物は特別法によりこれを保護する。

別段の定めがないときは、動物には物につき適用される規定を準用する。

第91条 [代替物 Vertretbare Sache]

本法の意味において代替物とは、取引上通常、数、量または重量をもって定められる動産 (bewegliche Sachen) をいう。

第92条 [消費物 Verbrauchbare Sachen]

- (1) 本法の意味において消費物とは、その用法にしたがった使用が消費または譲渡にある動産をいう。
- (2) その用法にしたがった使用が各個の物の譲渡にある、在庫商品またはその他の集合物 (Sachinbegriff) に属する動産もまた消費物とみなす。

第93条 [同体的構成部分 (本質的構成部分) Wesentliche Bestandteile]

その一部または他の一部を破壊するか、あるいはその本質を変えることなくして互いに分離させることのできない物の構成部分 (同体的構成部分) は、特別な権利の目的物 (Gegenstand) となることはできない。

第94条 [土地または建物の同体的構成部分]

- (1) 土地（Grund und Boden）に定着した物，とくに建物ならびに土地の産出物は，それらが土地と結合するかぎり土地の同体的構成部分に属する。
種子はこれを播くことをもって，植物はこれを植え付けることをもって土地の同体的構成部分となる。
- (2) 建物の修復のために付加された物は，これを建物の同体的構成部分とする。

第95条 [外観上の構成部分 Scheinbestandteile]

- (1) 一時的な目的のためにのみ土地に結合された物は，土地の構成部分には属さない。他人の土地の上の権利を行使するため，権利者が土地に結合せしめた建物または他の工作物（Werke）についてもまた同じ。
- (2) 一時的な目的のためにのみ建物に付着された物は，建物の構成部分には属さない。

第96条 [土地の構成部分としての権利]

土地の所有権（Eigentum）と結合した権利は，土地の構成部分とみなす。

第97条 [従物 Zubehör]

- (1) 従物とは，主物（Hauptsache）の構成部分ではなくして，主物の経済的目的に用いられるべく定められ，かつこの目的に相応する場所的關係にある動産をいう。
ただし取引上，従物とみなされない物は従物ではない。
- (2) 他の物の経済的目的のための物の一時的な使用は，従物性を生じない。
個々の従物の主物からの一時的な分離は，従物性を消滅せしめない。

第98条 [営業および農業の属具 Gewerbliches und landwirtschaftliches Inventar]

以下の物は，主物の経済的目的のために用いられるものと定める：

1. 永続的に営業のために設けられた建物，とくに製粉所，鍛冶工場，醸造所，製造工場においては，営業（Betrieb）のために定められた機械およびその他の器具類
2. 農場（Landgut）においては，農場経営（Wirtschaftsbetrieb）のために定められた器具および家畜，同種または類似の産出物を予期することができる時

期まで農業の継続を必要とするときは農業上の産出物、ならびに農地に施された現存の肥料

第99条 [果実 Früchte]

- (1) 物の果実とは、物の産出物およびその用法にしたがって物から得られたその他の収穫物をいう。
- (2) 権利の果実とは、権利がその用法にしたがって与える収益、とくに土地の構成部分の取得を目的とする権利についてはその取得した構成部分をいう。
- (3) 法律関係により物または権利が与える収益もまた果実という。

第100条 [利益 Nutzungen]

利益とは、物または権利の果実、ならびに物または権利の使用が与える利益 (Vorteile) をいう。

第101条 [果実の配分]

ある者が、物または権利の果実を一定の時期までまたは一定の時期から取得する権利を付与されるとき、別段の定めがないかぎり、以下の物は当然その者に帰属すべきものとする：

1. 第99条1項に示された産出物および構成部分は、これを権利の果実として取得しうる場合でも、権利の存続期間中、元物から分離されたものにかぎる；
2. その他の果実は、権利の存続期間中に満期 (fällig) となるものにかぎる；ただし、果実が、その使用または果実の受益を委託すること (Überlassung) に対する報酬 (Vergütung)、利息、利益配当 (Gewinnanteilen) または他の定期的な収益であるときは、その権利の存続期間に相当する配当分は当然権利者に帰属すべきものとする。

第102条 [取得費用の補償 Ersatz der Gewinnungskosten]

果実を返還する義務を負う者は、適法な経営に相当しかつ果実の価格を超えないかぎりにおいて、果実の取得に費やした費用の補償を請求することができる。

第103条 [負担の配分 Verteilung der Lasten]

物または権利の負担を一定の時期までまたは一定の時期から負う者は、別段の定めがないときは、定期的な負担は義務の存続期間の割合 (Verhältnisse) に応じて、他の負担はその義務の存続期間中に支払うべきかぎりにおいて、これを負

うべきものとする。

第三章 法律行為 (Rechtsgeschäfte)

第一節 行為能力 (Geschäftsfähigkeit)

第104条 [行為無能力 Geschäftsunfähigkeit]

以下の者は行為無能力とする：

1. 満7年に達しない者
2. その状態が性質により一時的なものでないかぎり、精神作用の病的な障害により自由な意思決定をなすことができない状態にある者

第105条 [意思表示の無効 Nichtigkeit der Willenserklärung]

- (1) 行為無能力者の意思表示は無効 (nichtig) とする。
- (2) 心神喪失 (Bewusstlosigkeit) の状態または精神作用の一時的な障害の状態においてなされる意思表示もまた無効とする。

第106条 [未成年者の制限的行為能力 Beschränkte Geschäftsfähigkeit Minderjähriger]

満7年以上の未成年者は、第107条ないし第113条の規定によりその行為能力を制限される。

第107条 [法定代理人の事前の同意]

未成年者は、単に法律上の利益を得る意思表示をのぞき、その意思表示については法定代理人 (gesetzlicher Vertreter) の事前の同意 (Einwilligung) を必要とする。

第108条 [事前の同意なき契約締結 Vertragsschluss ohne Einwilligung]

- (1) 未成年者がその法定代理人の必要な事前の同意を得ないで契約を締結するときは、法定代理人の追認 (Genehmigung) によりその契約の効力 (Wirksamkeit) を生ずる。
- (2) 相手方が法定代理人に対して追認の意思表示を催告するとき、追認の意思表示は相手方に対してのみなすことができる；追認の催告 (Aufforderung) 前

に未成年者に対してなされた追認または拒絶 (Verweigerung) は、無効 (unwirksam) となるものとする。

追認は、催告を受領した後、二週間以内にのみなすことができる；右の期間内に追認がなされないときは、追認は拒絶されたものとみなす。

- (3) 未成年者が完全な行為能力者となるとき、その追認は法定代理人の追認に代わる。

第109条 [相手方の撤回権 *Widerrufsrecht des anderen Teils*]

- (1) 契約の追認があるまで、相手方は撤回 (*Widerruf*) をなすことができる。

撤回は、未成年者に対してもまた表示することができる。

- (2) 相手方が未成年者であることを知ったとき、未成年者が真実に反して法定代理人の事前の同意あることを主張した場合にのみ、相手方は撤回することができる；ただし、契約締結の際に、相手方が事前の同意の欠缺 (*Fehlen*) を知っていた場合には、相手方は撤回することはできない。

第110条 [小遣銭に関する条項 "*Taschengeldparagraph*"]

未成年者が法定代理人の同意 (*Zustimmung*) を得ないで締結した契約は、未成年者がその契約上の給付 (*die vertragsmässige Leistung*) の目的のためまたは自由処分 (*freier Verfügung*) のために法定代理人により委ねられた財産 (*Mitteln*)、または法定代理人の同意を得て第三者により委ねられた財産をもって契約上の給付を実現するときは、始めから有効であるものとみなす。

第111条 [単独法律行為 *Einseitige Rechtsgeschäfte*]

未成年者が法定代理人の事前の同意を得ないでなす単独法律行為は無効とする。

未成年者が法定代理人の同意を得て相手方に対して単独法律行為をなすとき、未成年者がその事前の同意を書面の方式で (*in schriftlicher Form*) 呈示せず、かつ相手方がこの理由からその法律行為を遅滞なく (*unverzüglich*) 拒絶する場合には、その法律行為は無効とする。

ただし、法定代理人が相手方に事前の同意を与えた旨を通知したときは、相手方は拒絶 (*Zurückweisung*) をなすことはできない。

第112条 [生業の独立経営 *Selbständiger Betrieb eines Erwerbsgeschäfts*]

- (1) 法定代理人が後見裁判所 (*Vormundschaftsgericht*) の許可 (*Genehmigung*)

を得て未成年者に独立に生業（Erwerbsgeschäft）を經營する権限を与えたときは、未成年者は、その営業（Geschäftsbetrieb）が必然的に伴う法律行為については完全な行為能力を有する。ただし、法定代理人が後見裁判所の許可を要する法律行為は除外する。

- (2) その授權（Ermächtigung）は、法定代理人が後見裁判所の許可を得た場合にのみ、これを撤回できる。

第113条 [勤務関係または労務関係]

- (1) 法定代理人が未成年者に勤務（Dienst）または労務（Arbeit）をなす権限を与えると、未成年者は、許可された種類の勤務関係または労務関係の締結（Eingehung）もしくは廃止（Aufhebung）、またはかかる関係から生ずる義務の履行（Erfüllung）に関する法律行為につき完全な行為能力を有する。

ただし、法定代理人が後見裁判所の許可を要する契約は除外する。

- (2) その授權は、法定代理人が撤回または制限することができる。
- (3) 後見人（Vormund）が法定代理人であるとき、授權を後見人が拒絶する場合には、未成年者の申請にもとづき後見裁判所が代わって授權をなすことができる。

後見裁判所は、被後見人（Mündel）の利益になる場合には、代わって授權をなすことを要する。

- (4) 個個の場合につき与えられた授權は、疑わしい場合には、同種の間係を締結するための一般の授權とみなす。

第114条、第115条 削除

第二節 意思表示（Willenserklärung）

第116条 [心裡留保 Geheimer Vorbehalt]

意思表示は、表意者（Erklärender）がその表示（Erklärte）を欲しないことを内心に（insgeheim）留保したために無効となることはない。

意思表示が相手方に対してなされ、かつ相手方がその留保（Vorbehalt）を知るときは、意思表示は無効とする。

第117条 [虚偽行為 Scheingeschäft]

- (1) 相手方に対してなすべき意思表示が、相手方の同意 (Einverständnis) のもとに仮装 (Schein) のためにのみなされるときは、これを無効とする。
- (2) 虚偽行為により他の法律行為が隠匿されるときは、隠匿行為 (das verdeckte Rechtsgeschäft) に関する規定を適用する。

第118条 [真意の欠缺 Mangel der Ernstlichkeit]

真意の欠缺が誤認されないことを予期してなされる非真意の意思表示は、これを無効とする。

第119条 [錯誤による取消可能性 Anfechtbarkeit wegen Irrtums]

- (1) 意思表示の際にその内容に関して錯誤 (Irrtum) があつたか、またはその内容の表示をまったくなすことを欲しなかつた者は、その者が事情を知りかつその場合の合理的な判断のもとでは意思表示をなさなかつたであろうと認めうるときは、その意思表示を取消することができる。
- (2) 取引上重要と思われる人または物の性質 (Eigenschaft) に関する錯誤もまた、意思表示の内容に関する錯誤とみなす。

第120条 [虚偽の伝達による取消可能性 Anfechtbarkeit wegen falscher Übermittlung]

伝達のために使用した人または施設により誤って伝達された意思表示は、第119条に従い錯誤によりなされた意思表示と同一の要件により取消することができる。

第121条 [取消期間 Anfechtungsfrist]

- (1) 第119条、第120条の場合において取消は、取消権者 (Anfechtungsberechtigte) が取消原因を知った後、責に帰すべき遅滞 (schuldhaftes Zögern) なく (直ちに unverzüglich) なさねばならない。
隔地者 (Abwesende) に対してなされる取消は、取消の意思表示が遅滞なく発送されたとき、正当な時期に取消されたものとみなす。
- (2) 取消は、意思表示の時以来30年を経過したときは、これをなすことができない。

第122条 [取消をなした者の損害賠償義務 Schadensersatzpflicht des

Anfechtenden]

- (1) 意思表示が第118条により無効となり、または第119条、第120条にもとづき取消されるとき、意思表示が相手方に対してなされ、相手方または第三者がその意思表示を有効（Gültigkeit）なもの信頼することにより損害を受けた場合には、表意者（Erklärende）は、相手方または第三者に対しその損害を賠償することを要する、ただし、賠償額は、意思表示が有効であるときに相手方または第三者が有する利益の額を超えることはできない。
- (2) 損害賠償義務は、被害者（Beschädigte）が無効（Nichtigkeit）または取消しうべきこと（Anfechtbarkeit）の原因を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは（知りうべかりしときは kennen musste）生じない。

第123条 [詐欺または強迫により取消しうべきこと]

- (1) 詐欺（arglistige Täuschung）または違法な強迫（Drohung）により意思表示をさせられた者は、その意思表示を取消することができる。
- (2) 第三者が詐欺をなしたとき、相手方に対してなすべき意思表示は、相手方が詐欺を知っていたかまたは知りうべかりし場合にかぎり、取消することができる。相手方以外の者が相手方に対してなすべき意思表示により直接に権利を取得したときは、その者が詐欺を知っていたかまたは知りうべかりし場合に、その者に対し意思表示を取消することができる。

第124条 [取消期間 Anfechtungsfrist]

- (1) 第123条により取消することができる意思表示の取消は、1年以内のみこれをなすことができる。
- (2) その期間は、詐欺の場合においては取消権者（Anfechtungsberechtigte）が詐欺を発見した時より、強迫の場合においては強制状態（Zwangslage）が終止した時より開始する。期間の経過については、消滅時効（Verjährung）に関する第203条2項および第206条、第207条の規定を準用する。
- (3) 取消は、意思表示をなした時から30年を経過したときは、これをなすことができない。

第125条 [方式の不備による無効 Nichtigkeit wegen Formmangels]

法律により定められた方式（Form）を欠く法律行為は無効とする。

法律行為により定められた方式の欠缺 (Mangel) は、疑わしいときは同じく無効とする。

第126条 [法定の文書の方式 Gesetzliche Schriftform]

(1) 法律によって文書の方式が定められているときは、文書は作成者が自筆で (eigenhandig) 署名 (Namensunterschrift) することにより、または筆跡 (Handzeichen) を公証人が認証することにより署名されなければならない。

(2) 契約の場合には、当事者 (Partei) 双方の署名 (Unterzeichnung) は、同一の文書に行なわなければならない。

契約につき数通の同一内容の文書が作成されるときは、各当事者は、相手方に与えることを決められた文書に署名することをもって足りる。

(3) 文書の方式は、公正証書の作成 (notarielle Beurkundung) によりこれに代えることができる。

第127条 [合意による文書の方式 Gewillkürte Schriftform]

第126条の規定は、疑わしいときは法律行為により定められた文書の方式にもこれを適用する。

ただし、方式の維持のためには、別段の意思を認むべきでないかぎり、電信による伝達および契約の場合には信書の交換 (Briefwechsel) をもって足りる；かかる方式が選択されるときは、後に第126条に相当する文書の作成 (Beurkundung) を請求することができる。

第127条 a [公正証書の作成の代用]

公正証書の作成は、裁判上の和解 (gerichtlicher Vergleich) の場合には、民事訴訟法の規定にもとづき作成された調書 (Protokoll) における意思表示の採用をもってこれに代えることができる。

第128条 [公正証書の作成]

法律により契約の公正証書の作成が定められているときは、まず申込 (Antrag) 、次に申込の承諾 (Annahme) が公証人により公証されることをもって足りる。

第129条 [公の認証 Öffentliche Beglaubigung]

(1) 法律により意思表示について公の認証が定められているときは、その意思表

示は文書に作成され、かつ表意者の署名（Unterschrift）が公証人によって認証されなければならない。

文書作成者がその意思表示を筆跡（Handzeichen）によって署名するときは、第126条1項において定められた筆跡の認証が必要であり、かつこれをもって足りる。

(2) 公の認証は、意思表示の公正証書の作成をもってこれに代えることができる。

第130条 [隔地者に対する意思表示の効力発生]

(1) 相手方に対してなすべき意思表示が相手方の不在（Abwesenheit）中になされる場合には、その意思表示は、相手方に到達した時にその効力を生ずる。

意思表示が相手方に到達する前に、またはこれと同時に撤回（Widerruf）が到達するときは、意思表示はその効力を生じない。

(2) 表意者が意思表示をした後に死亡し、または行為無能力者となるときでも、意思表示の効力に影響を与えることはない。

(3) これらの規定は、意思表示を官庁に対してなすべき場合にも適用する。

第131条 [不完全な行為能力者に対する効力発生]

(1) 意思表示が行為無能力者に対してなされるとき、その意思表示は、法定代理人に到達する以前にその効力を生じない。

(2) 行為能力が制限された人に対してなされる意思表示についてもまた同じ。

ただし、意思表示が行為能力を制限された人に単に法律上の利益を生ぜしめるとき、または法定代人がその事前の同意を与えたときは、意思表示は、行為能力を制限された人に到達した時にその効力を生ずる。

第132条 [送達による到達の代替]

(1) 意思表示は、それが執行官（Gerichtsvollzieher）の媒介により送達された場合であっても、相手方に到達したものとみなす。

送達（Zustellung）は、民事訴訟法の規定によりこれをなす。

(2) 表意者がその意思表示をなすべき相手方を過失によらないで知らず、または相手方の滞在所（Aufenthalt）が不明であるときは、送達は、召喚状（Ladung）の公示送達（öffentliche Zustellung）に関する民事訴訟法の規定に従いこれをなすことができる。

送達の許可 (Bewilligung) に関しては、前者の場合においては表意者がその住所 (Wohnsitz) を有し、または内国の住所がないときはその滞在所を有する地区の区裁判所がこれを管轄し、後者の場合においては送達を受けるべき者が最後の住所を有し、または内国の住所がないときは最後の滞在所を有した地区の区裁判所がこれを管轄する。

第133条 [意思表示の解釈]

意思表示の解釈 (Auslegung) に際しては、その真意 (wirkliche Wille) を探究すべきであって、表現の文字の意味に拘泥してはならない。

第134条 [法律の禁止 Gesetzliches Verbot]

法律の禁止に反する法律行為は、法律よりこれを有効とする別段の趣旨が明らかでない場合には、これを無効とする。

第135条 [法律上の譲渡禁止 Gesetzliches Veräußerungsverbot]

(1) ある目的についてなされた処分 (Verfügung) が特定の人の保護のみを目的とする法律上の譲渡禁止に反するときは、その処分は、この者に対してのみ無効とする。

強制執行 (Zwangsvollstreckung) または仮差押の執行 (Arrestvollziehung) の方法でなされる処分は、法律行為上の処分に同じ。

(2) 非権利者 (Nichtberechtignte) より権利を得た者のための規定は、前項の場合にこれを準用する。

第136条 [官庁の譲渡禁止]

裁判所または他の官庁がその権限 (Zuständigkeit) 内で発する譲渡禁止は、第135条に表示された種類の法律上の譲渡禁止と同じ効力を有する。

第137条 [法律行為上の譲渡禁止]

譲渡しうる権利を処分する権能 (Befugnis) は、法律行為によりこれを除斥しまたは制限することができない。

かかる権利を処分しない義務は、この規定によりその効力を妨げられない。

第138条 [善良の風俗違反の法律行為 Sittenwidriges Rechtsgeschäft; 暴利 Wucher]

(1) 善良の風俗 (gute Sitte) に反する法律行為は無効とする。

- (2) とくに、ある者が、相手方の窮迫状態、無経験、判断能力の欠如または著しい意思薄弱につけこんで自己または第三者のなした給付に対して、その給付とはなはだしく不均衡（Missverhältnis）な財産上の利益（Vermögensvorteil）を約束または提供させる法律行為は、これを無効とする。

第139条 [一部無効 Teilnichtigkeit]

法律行為の一部が無効であるとき、無効な部分がなくとも法律行為がなされたであろうと解することができない場合には、全法律行為は無効とする。

第140条 [無効の転換 Umdeutung (Konversion)]

無効な法律行為が他の法律行為の要件に相当するとき、当事者がその無効を知ったならば他の法律行為の効力を欲したであろうと認めることができる場合には、他の法律行為を有効とする。

第141条 [無効な法律行為の追認]

- (1) 無効な法律行為は、行為者がこれを追認するときは、その追認（Bestätigung）は新たな法律行為に着手したものと認めることができる。
- (2) 当事者双方が無効の契約を追認するとき、疑わしいときは、当事者は、契約が最初から有効であるならば取得したであろうものを相互に与える義務を負う。

第142条 [取消の効果 Wirkung der Anfechtung]

- (1) 取消すべき法律行為が取消されたときは、その法律行為は初めから無効であるものとみなす。
- (2) 取消すべきこと（Anfechtbarkeit）を知りまたは知りうべかりし者は、取消をなす場合には、その者が法律行為の無効を知りまたは知りうべかりし場合と同一に取り扱われる。

第143条 [取消の意思表示 Anfechtungserklärung]

- (1) 取消は、取消の相手方（Anfechtungsgegner）に対する意思表示によってこれをなす。
- (2) 取消の相手方は、契約の場合にはその相手方、第123条2項2段の場合においては契約から直接に権利を取得した者とする。
- (3) ある者に対してなすべき単独法律行為の場合には、その相手方を取消の相手方とする。

ある相手方または官庁に対してなすべき法律行為の場合には、その法律行為が官庁に対してなされた場合でもまた同じ。

- (4) 他の種類の単独法律行為の場合には、その法律行為により直接に法律上の利益を取得した者を取消の相手方とする。

ただし、官庁に対して意思表示をなすべき場合、その取消は、官庁に対する表示によりこれをなすことができる；この場合、官庁は、その法律行為により直接に利害関係を有する者にその取消を通知することを要する。

第144条 [取消しうべき法律行為の追認]

- (1) 取消しうべき法律行為が取消権者 (Anfechtungsberechtigter) により追認されたときは、これを取消することはできない。
- (2) 追認 (Bestätigung) は、法律行為につき定められた方式を必要としない。